

1 川口市配偶者暴力相談支援センターについて

◎配暴センター業務実施日時は、火～金 9:30～17:00

※相談予約の受付、証明書等の交付（発行済みの書類の手渡し）は土曜日も対応

◎相談日は、毎週火曜・木曜・金曜 10:00～17:00

※相談は予約制

※女性相談員が対応

2 配偶者暴力相談支援センターとは

配偶者暴力相談支援センターの業務について、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」第3条第3項に以下のように定められている（要約）。

①DV被害者からの相談に応じること／関係機関を紹介する。

②被害者の心身の健康を回復させるため、医学的または心理的な指導やその他必要な指導を行う。

③被害者及び同伴家族の緊急時における安全の確保及び一時保護(※)を行う。

④被害者の自立を促すため、就業の促進、援護等に関する制度の利用等について、情報提供、助言、関係機関との連絡調整等を行う。

⑤保護命令の制度の利用について、情報提供、助言、関係機関への連絡等を行う。

⑥被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報提供、助言、関係機関への連絡等を行う。

※一時保護については、県の婦人相談センターが行う。

※県は一時保護の実施、市町村への支援、職務関係者の研修など広域的な施策を行い、市は身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等を行うことが役割とされている。